

成田市



発行／成田市農業委員会
 編集／成田市農業委員会だより編集委員会
 電話／0476-20-1573
 第58号 令和4年4月15日発行

農業委員会だより



令和4年1月20日(木)に新たな食の拠点として、花植木センター跡地に開場しました。新市場は成田空港に隣接し、農水産物の加工・海外への輸出に必要な手続きを市場内で完結することができる「ワンストップ輸出機能」を備えています。本来なら輸出手続きには時間がかかってしまいますが、ここでは一貫してできるため、朝採れた農水産物とその日のうちに海外の店舗で並べられることもできるとのことです。

農業委員会では、開場前の昨年11月に視察をさせていただきました。

施設内は衛生管理が整っており、従来の開放型施設から閉鎖型施設となり適切な温度管理により商品の鮮度を高い状態で保つことができ、より新鮮で、より安心な食材を提供できます。

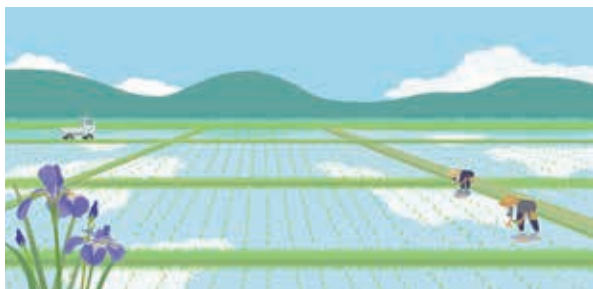
今年度中のオープンに向けて、関連食品棟の整備を進めています。見学コースと合わせて遊びに行きたいと思っています。

主な内容

- P 2…遊休農地の調査方法が変わります
- P 3…農政課からのお知らせ
- P 4、5…農業者年金がさらに便利になります
- P 6…令和4年度農作業標準賃金・機械作業標準料金
- P 7…令和3年成田市賃借料情報
- P 8…耕作放棄地解消事業・お知らせ

～農政課からのお知らせ～

田んぼの暗渠工事補助します



「田植えしようにも深くて入れない…」「どうも、水はけが悪い…」

雨や地下からの湧き水などにより、なかなか水がひかず、障害が出ている水田が多いようです。

市では、このような水田での暗渠工事を実施する場合、資材費などの補助をしております。

- 要件**
- 営農計画書に記載されている水田であること
 - 生産調整達成者であること
- 補助金額・補助率**
- 対象事業費（資材費及び掘削費）の1/2以内
 - 補助限度額50千円/10a（ただし、成田空港周辺の騒音地域内に居住及び対象圃場がある場合は50%増、補助限度額75千円/10a）



令和4年10月3日(月)から受付を開始いたしますが、資材費などの見積書が必要となりますので、事前にご相談ください。

※資材の購入や工事の着手は、交付決定後となりますので、ご注意願います。

※申請多数の場合、お断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

イノシシによる農作物被害 にお困りの皆様へ

イノシシ等による農作物被害に早急に対応するため、農業者の購入する防護柵について補助いたします。

- 補助率：対象事業費の1/2以内
- 補助限度額：2万円

※資材の購入は交付決定後となりますので、ご注意願います。

田んぼの暗渠工事、防護柵補助、
基腐病についてのお問い合わせは
成田市役所農政課
☎0476-20-1541

サツマイモ基腐病に注意！

サツマイモ^{もどぐされ}基腐病は、平成30年度に沖縄県で国内で初めて確認された後、全国で発生が確認されております。早期発見、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

〈特徴〉

- 感染した株は、茎の地際部が黒色から暗褐色に、茎葉は黄色や紫色に変色してしおれ、症状が進むと枯死します。
- イモ本体は、主に茎に近い部分から腐敗します。

本病と疑われる症状が確認された場合は、印旛農業事務所企画振興課（043-483-1129）までご連絡ください。



農業者年金が さらに便利になります！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント

1

令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられます
(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

ポイント

2

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の
選択肢が広がります

(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)
農業者老齢年金：65歳以上75歳未満
特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)

ポイント

3

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が
引き上げられます

(60歳以上65歳未満の方も加入できます)



詳しくは… 農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント

1

の説明

令和4年1月から

35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

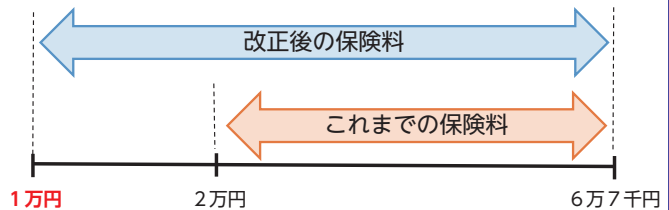
35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できるようになります。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。)

【保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者】

- 次の①～⑤のいずれにも該当しない方
- ① 認定農業者かつ青色申告者
 - ② 認定就農者かつ青色申告者
 - ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
 - ④ 認定農業者又は青色申告者
 - ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】

(千円単位で選択できます)



ポイント

2

の説明

令和4年4月から

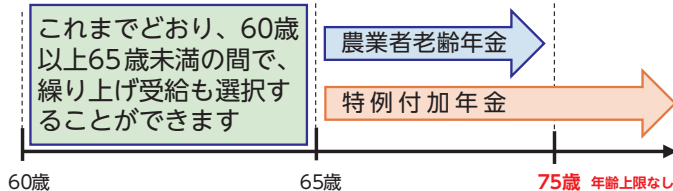
年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)



【年金の受給要件】

【農業者老齢年金】

- ・65歳以上であること

【特例付加年金】

- ・60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ・農業を営む者でないこと(経営継承を完了していること)
- ・65歳以上であること

ポイント

3

の説明

令和4年5月から

加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

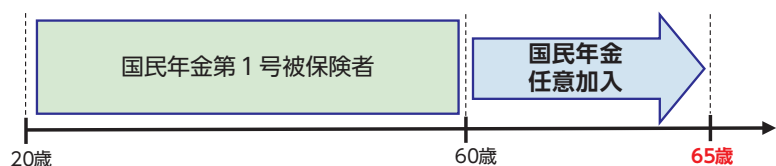
現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事(年間60日以上)する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事(年間60日以上)する方で



農業者年金の内容やご相談については最寄りの農業委員会かJA又は農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員

TEL : 03-3502-3199

● 企画調整室

TEL : 03-3502-3942

令和4年度農作業標準賃金・機械作業標準料金

1 農作業標準賃金

作業項目	契約種別	標準賃金 (円)	備考
水田作業	1日	9,900	実労働時間は8時間とする
畑作業	1日	8,500	実労働時間は8時間とする

※果樹収穫作業については、畑作業の賃金額を準用して下さい。

2 機械作業標準料金

作業項目		契約種別	標準料金 (円)	備考
水田耕起	トラクター	10a請負	6,300	・ロータリー1回分の料金
水田代かき		10a請負	6,600	・仕上げの料金 ・ドライブハローを使用 ・ロータリー使用の場合は、上記記載の水田耕起料金を準用
畦塗り		1m当たり	38	・100mを基礎に算出
植付	田植機	10a請負	8,200	・稚苗植の額 ・苗費は含まない
刈取脱穀	コンバイン	10a請負	18,000	・乾燥場までの籾運搬は含まない ・乾燥場までの籾運搬費は、籾運搬コンテナを使用する場合、10a当り910円とする
乾燥調整	—	60kg当たり	2,900	・籾摺料金の640円を含む
育苗	—	1箱当たり	760	・稚苗(硬化苗)の額
畑耕起	トラクター	10a請負	6,100	・ロータリーを使用した1回分の料金(参考金額と考え、現場の状況等により決めて下さい)

※水田機械作業標準料金の算出にあたっては、区画整理されたほ場(30a区画)を想定して設定されています。

※乾燥調整、育苗を除く作業は、オペレーター1人付き料金です。

※料金には、消費税が内税として含まれています。

※畑耕起以外の金額は、千葉県農業会議が算出した金額と同じです。

令和3年成田市賃借料情報

賃借料の目安として、過去1年間に契約された賃借料の平均額をお知らせします。地区ごとの令和3年1月から12月までに契約された賃借料の平均額は地図に示したとおりです。平均額は農地10a当たりの額で、著しく高額または低額のもの除いて算出しました。また、水田における米での物納の場合は、コシヒカリ一等米60kgを9,540円で換算してあります。



耕作放棄地解消に取り組んでいます

令和3年度も地元の農業委員・農地利用最適化推進委員の協力により、8月に台方地先と、長沼地先でコスモスの播種、8月に前林地先でソバの播種、11月に大和田地先でからし菜の播種を行いました。

豊住地区(長沼地先)



大栄地区(前林地先)



公津地区(台方地先)



下総地区(大和田地先)



くらしと経営に役立つ記事と
元気の出る情報がいっぱいです。

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

発行日/毎週金曜日
お申し込みは、お近くの農業委員、
又は農業委員会事務局へ

☎0476 (20) 1573

編集後記

私の地域では、水田が広がっていて、その中で切り花を栽培して48年になります。3年前の台風後、いざ頑張ろうとした矢先のコロナ禍。規制や制約を受け、思うようにいかない日々が続いています。飲食店や居酒屋さんでは休業や時短等があり、米や野菜を作っている農家では、作っても売れず、学校給食に収めている農家では小松菜やチンゲン菜等、抜いて捨てられた野菜が山になっている光景が、テレビで放映されていました。

これからの農家はと思ったら良いのか、売り方も1つではなく、柔軟な頭で色々と模索して行かなければと、考えさせられました。

新しく就農した若者が、稲刈り後の田んぼにマルチを張って玉ねぎの苗を植えていました。これは新しい試みだと思います。ぜひ頑張ってください。

編集委員 諏訪 和恵